

建設汚泥の再生利用促進に向けた基本的考え方(手続きの簡素化・明確化等)

【現状の課題】
 ・産業廃棄物の最終処分量の残余容量は約4.5年分と逼迫している。
 ・産業廃棄物の排出量のうち約2割が建設業によるもの。また、産業廃棄物の不法投棄の8割以上が建設系廃棄物となっている。
 ・建設廃棄物の最終処分量のうち、建設汚泥が約3割を占めている。

【基本的考え方】
 ・(不法投棄を防止しつつ)建設汚泥の最終処分量をできる限り減らす

【基本的考え方】
 ・排出量を抑制する

【基本的考え方】
 ・現場内利用を促進する

【基本的考え方】
 ・再生利用を促進する
 (工事間利用+製品利用)

【基本的考え方】
 ・「自ら利用」を積極的に実施する

【現状】
 ・建設汚泥の再生品は、土の代替品としての利用用途がほとんど

【現状の課題】
 ・「自ら利用」に関して、事業者と都道府県等環境部局との間に認識(適用範囲)のギャップがある。

【基本的考え方】
 ・建設汚泥の土質材料(建設汚泥改良土)としての工事間利用をさらに促進する

【基本的考え方】
 ・建設汚泥の土質材料以外の再生利用用途を拡大する

【具体的方向性】
 ①自ら利用の実施に当たっては、都道府県等環境部局への事前相談を徹底する。
 ②建設汚泥に関する指針を策定する。
 ③排出側工事と利用側工事が隣接していない場合でも、同一の元請業者であれば自ら利用の適用が可能であること、を都道府県等環境部局に周知させる。

【現状の課題】
 ・再生品の価格が非常に高い。
 ・再生品の品質が不明確であり、利用しにくい。

【具体的方向性】
 ※製造コストを削減するよう、企業努力を促す。
 ④品質基準を明確化する。
 ⑤建設現場からの搬出に当たっては再資源化施設への搬出を原則化するとともに、公共工事での利用を促進する。

【基本的考え方】
 ・個別指定制度の活用を推進する

【基本的考え方】
 ・公共工事での工事間利用にこれまで以上に積極的に取り組む

【現状】
 ・現行の個別指定制度は、基本的に排出者もしくは利用者の現場内で再資源化を行うことを想定しているが、スペースの問題から困難な場合が多い。
 ・既存の中間処理業者は建設汚泥の再資源化のノウハウがあり、低コストで再資源化可能である。

【現状】
 ・競合品である「建設発生土」も大量に余っている状態にあり、利用者にとってわざわざ購入してまで建設汚泥改良土を使うというインセンティブが働かにくい。

【現状】
 ・個別指定制度の申請から指定までに時間がかかりすぎる。
 ・個別指定制度の手続きが明確になっていない自治体がある。
 ・特に利用工事が民間発注工事の場合、品質確保等の観点から認められないケースが多い。

【現状の課題】
 ・工事間利用を進めるためには、元請業者の自主的な取り組みだけでは限界がある。

【具体的方向性】
 ⑥個別指定制度について、既存の中間処理業者が再資源化が行うケースを対象に加える。(もしくは上記内容について、新たな制度を創設する。)

【具体的方向性】
 ⑦⑥の場合について、必ずしも利用者への有償譲渡は必要としないこととする。

【具体的方向性】
 ⑧利用工事側が公共工事の場合を中心に、指定が速やかに行われるよう発注者、元請業者、都道府県等環境部局が一体となって取り組む。
 ⑨H6.4.1環境省通知を踏まえた個別指定の手続きに関する規則について、未策定の自治体に対して策定を促す。
 ⑩利用工事側が民間発注工事の場合についても都道府県等環境部局は積極的に指定するよう努める。(そのために技術的な担保が必要であれば、第三者機関による認証制度を設ける。)

【具体的方向性】
 ⑪自ら利用、個別指定制度の活用を含め、工事間利用の促進について、元請業者任せにせず、発注者もこれまで以上に積極的に取り組む。
 ⑫直轄工事における「建設汚泥のリサイクル原則化ルール」を定める。